

公共事業に適用する設計労務単価改定に伴う特例措置

【内容】

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、【対象】に定める工事等の受注者は、【請負代金額又は業務委託料の変更】の計算式により算出した変更後の請負代金額又は業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

【対象】

県土整備部、地域交流部及び農林水産部が発注する公共事業（工事、委託又は伐採等委託）で、令和6年3月1日以降に開札を行うもののうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価及び旧技術者単価を適用したもの。

ただし、伐採等委託には、年間維持管理業務や森林整備委託業務を含む。

【請負代金額又は業務委託料の変更】

変更後の請負代金額又は業務委託料については、以下の計算式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額又は業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格見積及び特別調査で決定された単価の変更は行わない。

k ：当初契約時点の落札率

【協議請求の期限】

契約を行った日の翌日から14日以内（土日及び祝祭日を除く）に請負代金額又は業務委託料の変更を請求することができる。

なお、この期限内に請求を行わなかった場合は、請求する権利を放棄したものとみなす。

【協議請求の方法】

打合せ簿により、請負代金額又は業務委託料の変更協議を行う。

打合せ簿による協議を行う日（打合せ簿の日付）は請求期限内とする。